

木造住宅の無料耐震診断 をおこないます！

木造住宅耐震診断支援制度の概要

対象となる住宅は？

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築（着工を含む）された木造住宅で階数が 3 階以下の建築物が制度の対象となります。

（木造住宅で、在来軸組構法、伝統的構法、枠組壁工法の住宅が対象であり、プレハブ工法、丸太組工法は、対象になりません。）

だれが診断するの？

三重県が後援又は財団法人日本建築防災協会が主催する木造住宅耐震診断講習会を修了した建築の専門家です。

市町が委託をして診断員を派遣します。

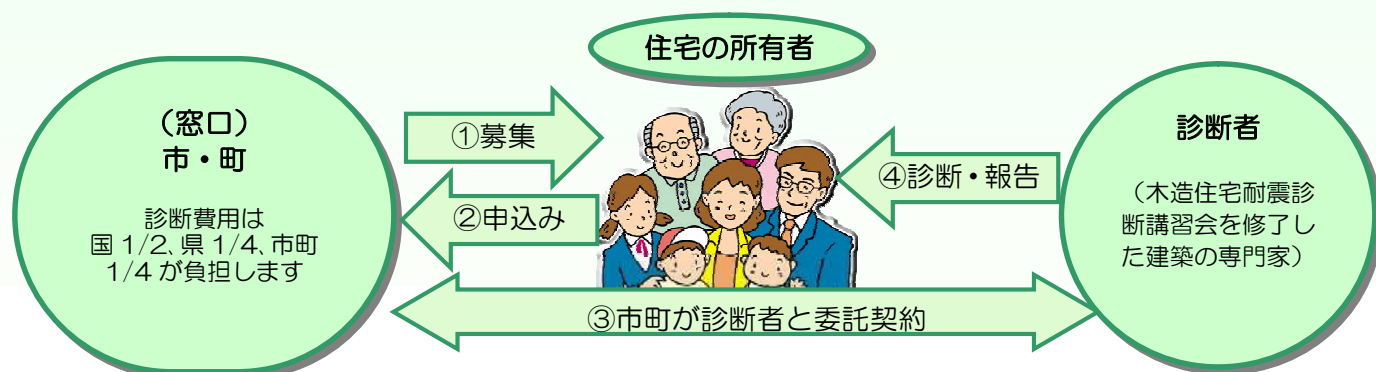
どこに申し込むの？

申込書に必要事項を記入のうえ、直接お住まいの市町役場の窓口へお持ちいただくか、郵送またはファックスにて申し込んでください。

診断方法は？

診断者から申し込まれた方に電話連絡をし、診断の日時を調整したうえで訪問調査を行います。

訪問調査（現地診断）後、構造計算を行い、診断結果をまとめて、後日、報告書で説明をさせていただきます。



住宅工事の訪問販売や点検商法などのトラブルにご注意を！

訪問販売員が「このままでは地震で壊れる」と補強工事の必要性を説き、法外な工事費や契約を強要する場合があります。

よく内容を確認し、理解してから、必ず書面で契約するようにしましょう。

※訪問販売による自宅での工事契約は、契約から 8 日以内ならクーリングオフ（無条件解約）ができます。

お問い合わせ先

三重県 県土整備部

住宅政策課 住まい支援班

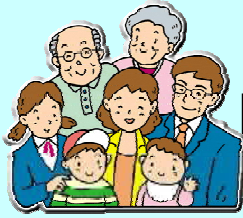
TEL 059-224-2720

FAX 059-224-3147

無料

木造住宅耐震診断の流れ

申込み



申込先

名張市役所
住宅室
Tel 0595-63-7740



診断員派遣

- ・ 診断には事前に日時の連絡調整があります。
- ・ 診断員は2名が訪問し、身分を明らかにします。
- ・ 診断員は県指定の講習会受講者です。

現地調査

必ず調査する内容

- ・ 間取り（各室）と外観の確認
- ・ 居住者からの聞き取り

診断時間は
1～2時間程

できる範囲で調査
する内容

- ・ 天井裏の確認
- ・ 床下の確認



調査結果報告



現地調査後、診断者がコンピュータ入力をして評点を算出

後日、連絡後に診断結果を書面で報告されます。
その際には、

- ・ 建物の弱点（どこが弱い）が解ります。
- ・ どのような補強方法が考えられ、どのくらいの費用がかかるかを提示します（平成19年度より実施）。
- ・ その他、気になることがあれば質問に応じてくれます。